

入院中の食事療養費及び療養病棟の居住費の標準負担額は、次の通りです。

| | | 一般病棟 | 療養病棟 | |
|-------------------------------|----------------------|-------------------|--|--|
| | | | 入院医療の必要性の高い方※ | その他の方 |
| 一般の方 | 指定難病患者以外の一般の方 | 1食につき 510円 | (食 費)1食につき 510円 (居住費)1日につき 370円 | (食 費)1食につき 510円 (居住費)1日につき 370円 |
| | 一般の方で指定難病患者・小児慢性疾患患者 | 1食につき 300円 | (食 費)1食につき 300円 (居住費)1日につき 0円 | |
| 住民税非課税の方 | | 1食につき 240円 | (食 費)1食につき 240円 (居住費)1日につき 370円 | (食 費)1食につき 240円 (居住費)1日につき 370円 |
| 住民税非課税の方で1年間の入院日数が90日を超えている場合 | | 1食につき 190円 | (食 費)1食につき 190円 (居住費)1日につき 370円 | (食 費)1食につき 240円 (居住費)1日につき 370円 |
| 住民税非課税の方で、かつ所得が一定基準に満たない方 | | 1食につき 110円 | (食 費)1食につき 110円 (居住費)1日につき 370円 | (食 費)1食につき 140円 (居住費)1日につき 370円 |
| 住民税非課税の方で、老齢福祉年金を受給している方 | | 1食につき 110円 | (食 費)1食につき 110円 (居住費)1日につき 0円 | (食 費)1食につき 110円 (居住費)1日につき 0円 |

※ 診療報酬上の医療区分2又は3の患者（人工呼吸器、中心静脈栄養等を要する状態、脊髄損傷（四肢麻痺がある状態）、指定難病等）

※ 入院食事療養費（I）の届け出を行っており管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）適温で提供しています。

2025年4月1日